

法 規 的 告 示

○内閣府告示第三号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、令和五年度分の補助金等から適用する。
令和八年一月十六日 内閣総理大臣 高市 早苗
補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
母子保健衛生費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
保育対策事業費補助金			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
児童福祉事業対策費等補助金			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
児童保護費負担金			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四年
母子家庭等対策費補助金			その他のもの	四一年
障害児入所給付費等負担金			店舗用のもの	三九年
こども政策推進事業費補助金			病院用のもの	三九年
こども家庭行政推進調査事業費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スキー場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
こども家庭科学研究費補助金			公衆浴場用のもの	三一年
地域少子化対策重点推進交付金			工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	三一年
児童育成事業費補助金			塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるものの倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるものの	二四年
児童福祉施設等災害復旧費補助金			その他のもの	三八年
就学前教育・保育施設整備交付金				
保育所等整備交付金				

次世代育成支援対策施設整備交付金	沖縄振興（公共投資交付金）	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等災害復旧費補助金	認定こども園施設整備交付金	私立学校施設整備費補助金	学校施設環境改善交付金	妊婦のための支援給付事業費補助金	子どものための教育・保育給付費補助金	子どものための教育・保育給付交付金	仕事・子育て両立支援事業費補助金	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援事業費補助金	子ども・子育て支援策推進事業費補助金	福島再生加速化交付金
------------------	---------------	-----------------	-----------------	---------------	--------------	-------------	------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------	------------------	-----------------	--------------------	------------

れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スキー場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるものの倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スキー場用、魚市場用又はと畜場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの
四一年	三八年	三八年	三八年	三六年	三四年	三〇年	二二年	三四年	三八年	三四年	三四年	三一年	三一年	二九年	二七年

被災者支援総合交付金

金属造のもの (骨格材の肉 厚が三ミ メートル以 下のもに 限る)		工場(作業場を含む)用又は倉庫用 のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	三〇年	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業 性の倉庫用をのものを除く)及び放 射性同位元素の放射線を直接受ける もの	二〇年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	二七年	その他のもの	三一年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五年		
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	二五年		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四年		
公衆浴場用のもの	一九年		
工場(作業場を含む)用又は倉庫用 のもの	一五年	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	二四年
その他のもの	二四年		

金属造のもの (骨格材の肉 厚が三ミ メートル以 下のもに 限る)		木造又は合成 樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	二二年	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	二四年
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	一九年	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	二二年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九年	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	二〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	一九年	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	一七年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七年
公衆浴場用のもの	一五年	公衆浴場用のもの	二二年
工場(作業場を含む)用又は倉庫用 のもの	一二年	その他のもの	一七年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	一二年		

建物 設備 附 属 設備	電気設備（照 明設備を含 む。）	木骨モルタル 造のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左 記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所 用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場 用、映画館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱 所用、映画製作スタジオ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用 のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用 のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の 著しい腐食性を有する液体又は気 体の影響を直接全面的に受けるも の及び冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	蓄電池電源設備	その他のもの	
			九年		一五年	二二年	二〇年	一九年	一五年	一五年	一一年		七年		一四年	六年	一五年

建築物	給排水又は衛生設備及びガスを設備するもの	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	昇降機設備	消火、排煙又は災害報知設備	避難設備	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	アーケード又は日よけ設備	可動間仕切り	前掲のもの以外のもの及び前掲のものに類するもの	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電氣導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	汽力発電用のもの（岩壁、棧橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	送電用のもの	地中電線路
	一五年	一三年	一五年	一七年	一五年	一五年	一五年	一五年	一五年	一〇年	一〇年	一八年	一五年	一五年	一五年

競技場用、運動場用、遊園地用又は学校の用地のもの	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	配電用のもの	鉄塔及び鉄柱	鉄筋コンクリート柱	木柱	配電線	引込線	添架電話線	地中電線路	スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨造のもの	主として木造のもの	ネット設備	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	水泳プール	その他のもの	児童用のもの	滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの
	三六年		五〇年	四二年	一五年	三〇年	二〇年	三〇年	二五年	四五年	三〇年	一〇年	一〇年	一五年	三〇年	三〇年			一〇年

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く）	橋	岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、堰、水槽及び用水ダム	下水道、煙突及び焼却炉	その他のもの	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く）	岸壁、棧橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	下水道、飼育場及び塀	引湯管	その他のもの	防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤及びトンネル	煙突、煙道、焼却炉、塀及び爆発物用防壁	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	その他のもの	その他のもの
一五年	三〇年	五〇年	三五年	六〇年	三〇年	一五年	一〇年	四〇年	五〇年	五〇年	七年	二五年	四〇年	四〇年

石造のもの (前掲のものを除く)	岸壁、棧橋、防壁 (爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、上水道及び用水池	五〇年
土造のもの (前掲のものを除く)	防壁 (爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤及び自動車道	四〇年
	下水道	一五年
	その他のもの	五〇年
金属造のもの (前掲のものを除く)	橋 (はね上げ橋を除く)	四五年
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五年
	サイロ	二二年
	送配管	三〇年
	鑄鉄製のもの	三〇年
	鋼鉄製のもの	一五年
	ガス貯槽	
	液化ガス用のもの	一〇年
	その他のもの	二〇年
	薬品貯槽	
	塩酸、弗酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八年
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇年
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五年

水槽及び油槽	二五年
鑄鉄製のもの	一五年
鋼鉄製のもの	一五年
浮ドック	二〇年
飼育場	一五年
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇年
露天式立体駐車設備	一五年
その他のもの	四五年
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く）	一〇年
木造のもの（前掲のものを除く）	一五年
橋、塔、やぐら及びドック	一五年
岸壁、棧橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇年
飼育場	七年
その他のもの	一五年
工場緑化施設	七年
緑化施設及び庭園	二〇年
舗装道路及び舗装路面	一五年
舗装路面	一〇年
前掲のもの及び外のものに前掲の区分に よらないもの	一五年
主として木造のもの	一五年
その他のもの	五〇年

具及び車
運搬及

運送事業用、
貸自動車業用、
又は自動車業用、
習用自動車業用、
及び運搬用具
(前掲のもの
を除く。)

自動車(二輪又は三輪自動車を含み、
乗合自動車を除く。)

小型車(貨物自動車にあつては積
載量が二トン以下、その他のもの
にあつては総排気量が二リットル
以下のものをいう。)

その他のもの

大型乗用車(総排気量が三リッ
トル以上のものをいう。)

その他のもの

乗合自動車

自転車及びリヤカー

被けん引車その他のもの

前掲のもの以
外のもの

自動車(二輪又は三輪自動車を除
く。)

小型車(総排気量が〇・六六リッ
トル以下のものをいう。)

その他のもの

貨物自動車

ダンプ式のもの

その他のもの

報道通信用のもの

その他のもの

二輪又は三輪自動車

自転車

三年

五年

四年

五年

二年

四年

四年

四年

四年

五年

五年

五年

六年

三年

二年

器具及
備品

家具、電気機
器、ガス機器
及び家庭用品
(他の項に掲
げられるもの
を除く。)

鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車

金属製のもの

その他のもの

フォークリフト

トロツコ

金属製のもの

その他のもの

その他のもの

自走能力を有するもの

その他のもの

事務機、事務椅子及びキャビネット

主として金属製のもの

その他のもの

応接セット

接客業用のもの

その他のもの

ベッド

児童用机及び椅子

陳列棚及び陳列ケース

冷凍機付又は冷蔵機付のもの

その他のもの

七年

四年

四年

五年

三年

七年

四年

一五年

八年

八年

五年

八年

八年

五年

六年

八年

その他の家具	五年
接客業用のもの	
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五年
冷房用又は暖房用機器	六年
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六年
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四年
カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三年
じゅうたんその他の床用敷物	
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三年
その他のもの	六年
室内装飾品	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
食事又はちゅう房用品	
陶磁器製又はガラス製のもの	二年

事務機器及び通信機器	
その他のもの	五年
その他のもの	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
謄写機器及びタイプライター	
孔版印刷又は印書業用のもの	三年
その他のもの	五年
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四年
その他のもの	五年
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五年
その他の事務機器	五年
テレタイプライター及びファクシミリ	五年
インターホン及び放送用設備	六年
電話設備その他の通信機器	六年
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六年
その他のもの	一〇年

	生物	娛樂又はスポーツ器具及び演劇用具	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金屬製のもの その他のもの	三年 一〇年 五年
その他のもの	植物	玉突き用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 碁、将棋、麻雀その他の遊戯具 スポーツ具 どん帳及び幕 衣装、かつら、小道具及び大装具 その他のもの 主として金屬製のもの その他のもの	八 二 五 三 五 二 一〇 五	八年 二年 五年 三年 五年 二年 一〇年 五年
動物	貸付業用のもの その他のもの			一五年 二年
魚類				二年
鳥類				四年
その他のもの				八年

前掲のもの以外のも	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード	二年
シート及びロープ		二年
きのこ栽培用ほだ木		三年
漁具		三年
葬儀用具		三年
楽器		五年
自動販売機（手動のものを含む。）		五年
無人駐車管理装置		五年
焼却炉		五年
その他のもの		
主として金属製のもの		一〇年
その他のもの		五年
通信業用設備		九年
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		八年
ソフトウェア	複写して販売するための原本	三年
その他のもの		五年
構築物		一八年
機械及び装置		五年
公害防止設備		
無形資産		
機械及び装置		

○こども家庭庁告示第三号
補助事業等により取得し
九号）は、廃止する。

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年子ども家庭庁告示第〇〇号は、廃止する。）
令和八年一月十六日
子ども家庭庁長官 渡辺由美子

こども家庭庁長官 渡辺由美子